湯梨浜町障がい者等衛生物資給付事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により、マスク、消毒液等の衛生物資（以下「衛生物資」という。）の入手が困難になっている障がい者等に対して、湯梨浜町（以下「町」という。）が調達する衛生物資の臨時的給付措置として実施する障がい者等衛生物資給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給付対象者）

第２条　この告示による衛生物資の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。)は、町内に在住する者で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

1. 医療的ケアが日常的に必要な状態にある重度心身障がい児者
2. 衛生物資を給付する年度又はその前年度に、湯梨浜町障がい者地域生活支援事業実施要綱（令和元年湯梨浜町訓令第５号）における日常生活用具給付事業により、ストマ用装具（紙おむつ等）の支給を受けた障がい児者
3. 人工透析（腹膜）を医療の具体的方針とする更生医療を受給している障がい児者

（衛生物資の給付）

第３条　町長は、前条の給付対象者に対し、町が調達する衛生物資を給付する。

２　衛生物資の内容は、家庭用マスク及び手指の消毒又は洗浄を目的とする薬剤の組み合わせとする。

（給付手続）

第４条　町は、給付対象者に対し、衛生物資の給付の申込みを行う。

２　給付対象者は、前項の申込みを受けたときは、衛生物資受給拒否の届出書（様式第１号。以下「届出書」という。）により、衛生物資の受給の拒否を届け出ることができる。

３　町長は、町長が別に定める日までに届出書の提出がないときは、速やかに給付を決定し、給付対象者に対し、衛生物資を給付する。

（不当利得の返還）

第５条　町長は、偽りその他不正な手段により衛生物資の給付を受けた者に対し、当該衛生物資の全部又は一部の返還又は弁償を命ずる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第６条　衛生物資の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第７条　この告示に定めるもののほか、衛生物資の給付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第１号(第４条関係)

**衛　生　物　資　受　給　拒　否　の　届　出　書**

湯梨浜町長　　　　様

私は、「衛生物資」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。

　　　　　　　年　　月　　日

届出者住所

届出者氏名

　　　　　　　　　　　　※署名又は記名押印

届出者連絡先　　　　　（　　　　）

* 本届出書は、障がい者等への衛生物資給付事業で給付される衛生物資（マスク、消毒液等）を受け取らない場合のみ提出してください。